

# 日本における共同体と 生活保障制度の変化(4)

武 田 久 義

## 一. はじめに

## 二. 共同体と生活保障制度の変化

### (一) 古代の村落共同体

#### 1. 共同体における生活保障制度

#### 2. 文献にあらわされた生活保障制度

### (二) 中世

#### 1. 村落共同体における生活保障制度

#### 2. 商工業者の共同体における生活保障制度

##### (1) 商工業の発達と職業の分化

##### (2) 商人および手工業者の共同体と生活保障制度

##### (3) 座の衰退

### (三) 近世

#### 1. 近世村落共同体における生活保障制度

##### (1) 村落共同体の変化（以上前号）

##### (2) 村落共同体における生活保障制度（本号）

(山形県)

米沢藩には、明和・安永期（1764－1781）には、次のような備荒貯蓄制度が存在していた。

- a. 藩主の建設による備蔵米
- b. 藩士のための備糲倉

- c. 農民のための糀倉
- d. 町人のための義倉
- e. 市街門屋住居人のための糀倉

ここでは、c. 農民のための糀倉のための備荒貯蓄制度について簡単に説明する。

安永5年（1776）に、凶作および飢饉に対する備えとして老若男女1人につき糀を一年に1升ずつ貯蓄する方法を定めた。そして同年、小出村に建設用材を与えて糀倉（郷倉、備糀倉とも呼ばれた。）を建て、祝いとして300俵を与えた。これをはじめとして、諸村にも用材を与えて糀倉を設立し、倉ごとに200～300俵の糀を与え、その保護奨励につとめた。その結果、当時の農村に設立された倉は、約60～70と推定されている<sup>1)</sup>。

また、宝暦の飢饉（1754・55年）の経験から村々に義倉を設置し米や麦を蓄えたので、通常の20パーセントの収穫しかなかったという天明の大飢饉（1782－87年）におおいに威力を發揮した。すなわちこの飢饉に際して、義倉を開いて1人に付き米を3合ずつ支給した。これによって国中に一人の餓死者も無かったと、史料は記している<sup>2)</sup>。なお、「国中に一人の餓死者も無かった」という記事に関連して、次のような指摘がなされている。すなわち、「実態はかならずしもそのようなものではなかった。天明3年から6年間に、領内の人口は4,858人も減少し（減少率4.3パーセント）『村史なかつがわ』によれば、天明4年になると、3月には冬をこしかねて死亡するものが激増し、他村へ奉公にでるものが多くなり、荒地の増加がめだっている。しかし、全体的に他藩に比較して、餓死者の数がすくなかったことは事実であり、それは積極的な農村対策や救荒策の成果であったとみることはできるであろ

1) 渡辺与五郎、「上杉鷹山の荒政について」（『経済学紀要』創刊号所収）116頁。なお、本稿の記述の一部が、拙稿、「近世諸藩のリスクマネジメント」（1）および（2）（それぞれ『桃山学院大学経済経営論集』第37巻第4号、1996年3月号および同書、第38巻第1号、1996年7月号に所収）と重複していることをお断りしておく。

2) 『米沢美政談』（滝川誠一編、『日本経済大典』第15巻、昭和43年、明治文献所収）79頁。

う<sup>3)</sup>」。

米沢藩の備荒貯蓄に関する上杉鷹山の功績は、よく知られている。そして上杉鷹山を補佐した蘆戸善政の『かてもの』もまた、飢饉に対する大きな備えであった。「かてもの」とは、米や麦等の主食が足りないときに主食にまぜて炊くもので、いもや豆類がその代表である。天保の飢饉（1833年）は、東北地方では天明の飢饉を上回るものであったと言われているが、米沢藩は「粉倉」における備粉と「かてもの」によってこれを乗り切ったとされている<sup>4)</sup>。

#### （福島県）

会津藩では、承応年間（1652－54）には備荒貯蓄制度が存在していた。その後、明暦元年（1655）藩主保科正之のもとで社倉が設置された。これは、日本で最初の社倉と考えられている<sup>5)</sup>。山崎闇斎の尽力により、承応3年（1654）保科正之は、樽屋から借用した金961両をもって米7,015俵1斗4升を購入し、翌年これを社倉米として運用した。そしてこの社倉米の他に社倉金も積み立てられていた。そして、この第一の目的が備荒貯蓄であったことは、資料の上からも明らかである。しかし、社倉の蓄えは、「平時に於いては、夫食米の貸出、種子貸を始め、旱害、水害、火災の如き天災事変の発生せるときの復旧費、諸種の土木費、農業奨励費、病弊農村救済費、荒地開墾費、新田開発補助費の貸出或は給与」<sup>6)</sup>等、きわめて広範囲に利用されていたのである。そしてこの社倉米は、強制的に貸し付けられた。すなわち、高百石につき社倉米等14俵が2割の利息で、そして相場米6俵が無利子で貸し付けられた。そしてこの貸付は、毎年田打ちより田植え、草取りの時まで農民の夫食米として用いられ、暮れに返済させることとしていた<sup>7)</sup>。

3) 読田慶恩・横山明男『山形県の歴史』昭和45年、山川出版社、185頁。漢数字を算用数字に改めた。

4) 小野栄「蘆戸善政－『かてもの』で凶作への心構えを説く」（『江戸時代人づくり風土記6：山形』78－84頁）。

5) 会津藩の社倉に関しては、主に上田藤十郎、『近世の荒政』大正4年、丸山舎、および田中静夫、『原始保険の史的研究』、昭和7年、交通経済社を参考にした。

6) 上田藤十郎、前掲書、82－83頁。

相馬藩では以前から貯穀設備があり、天明3年（1783）の凶作の際に飢民救済がなされた。また、文化6年（1809）に囲穀法を再興し、藩主の貯穀、代官の企画による義倉、そして民間の囲穀等が行われた。民間の囲穀の場合、有志の者から米を拠出し、また雑穀や金銭を任意に拠出し、これを從来から存在した郷倉にこれを貯えたと考えられている。しかしこの計画には不備な点もあったので、文化13年より文政元年に亘って改善が行われた。そして、次のような多様な方法で貯穀がなされた。①藩主の囲穀、②藩士の囲穀、③義倉、④藩設社倉、⑤農民の囲穀、⑥町人囲穀、⑦山中及び中郷の囲穀、⑧常小屋囲穀。

また、福島県西会津町奥川では、「米講」と呼ばれる制度があった。これは、1カ月に1回、講員が米を1斗程度出し合い、くじ引きで順番に受け取った。そして、その一部を凶作に備えて「郷倉」に蓄えてきた<sup>8)</sup>。

#### （茨城県）

水戸藩では、第二代の藩主である光圀（在位1661–1690）以来、稗を蓄える制度が存在した。これは、すでに民間に存在していた、共同的立場からの「溜穀」を参考として藩の主導によりさらに村々に設置させたものと思われる<sup>9)</sup>。

天明3年（1783）と6年には、異常天候による冷害と洪水が重なり、大きな被害が発生した。天明3年浅間山の大噴火による冷害に際して、藩は稗倉を開いて領民を救済した。また、天明6年の洪水に際しては、各地の稗倉を開いて救済した。救済のための稗は65,700俵に達したとされている<sup>10)</sup>。この「稗倉」は、安政4年（1857）には27万俵以上を蓄積するに至っている。そして天保年間（1830–1844）には米価の調節を目的とする常平倉が設置され

7) 藤田五郎氏は、以上のような『会津藩群政一貫』に記された農家の家計調査に関連して、これを税としている。（藤田五郎、『日本近代家業の生成』1970年、お茶の水書房、202頁）

8) 『福島県史』第23巻、各論編、第9、民族第1、福島県、76頁。

9) この施設は、おそらく「稗倉」と呼ばれ四群に設置されたものと考えられる。

10) 茨城県史編集委員会監修、『茨城県史＝近世編』昭和60年、精興社、464頁。

た。また嘉永6年（1853）以降には、義倉や社倉も存在していたことが明らかである。この義倉は、「溜穀」をベースとして1856年以降に設置されたものと考えられる。また社倉は、神社に関連した倉庫と考えられていた。以上のほかに、水戸藩では「懷物」、「手元貯穀」と呼ばれる制度も存在していた。

笠間藩においては、天保5年（1834）には、農事夫食差支えのものに対して、村々の溜穀貸出を行った。そして天保7年（1836）の飢饉に際しては、極窮する者に稗を給与し、村々の囲穀を買い上げるほか、農民相互の助け合いを命じている。そしてさらに、囲穀の放出も行っている<sup>11)</sup>。

#### （栃木県）

下館藩では、1835年頃、二宮尊徳の指導により郷倉がつくられた。それだけでなく、桜町領の農民達は、尊徳の指導により3年前から凶作に対応するために、米だけでなく稗をつくり蓄えていた。そしてこのような準備が、天保の飢饉に際して絶大な効果を発揮した<sup>12)</sup>。桜町領では天保7年（1836）の飢饉の時でも1年分の食糧が確保されていた。それだけでなく、烏山藩<sup>13)</sup>へ米1,243俵、種糲171俵を施すほどの余裕があった<sup>14)</sup>。

#### （群馬県）

前橋藩では、寛政2年（1790）、貧しい農家を対象とした「社倉積穀制度」を発足させた。すなわち、毎年各村ごとに、村高100石につき糲1斗、麦・稗の場合は2斗ぐらいずつ備蓄し、飢饉の際の備えとするほか、春先の資料不足の場合に農民に貸与した。このほか、文政5年（1822）には、農家の永続をはかるための「永続金制度」が実施された。これは、藩からの1,000両と領内の有志からの拠出金2,000両の資金を元本とし、その利息金の1割を①貧しい農家の分家取立を図る手当金（返済免除）、②他領の農家取立手当金（無利息、元金のみ年賦返済）、③農家の家作金（家をつくる資金、元金

11) 茨城県史編集委員会監修、前掲書、539頁以下。

12) 和田傳、『二宮金次郎』、2003年、株式会社童話屋、223頁以下。

13) 下野国烏山（現在栃木県那須郡烏山）に置かれた藩。

14) 川俣正英、「下館藩の立て直し－報徳仕法の導入と下館信友講」（『江戸時代人づくり風土記8：茨城県』、農山漁村文化協会、51–57頁）。

のみ年賦返済), ④貧しい農家の出産手当金(返済免除), ⑤赤子の5年間養育給付金(返済免除), ⑥壹代・馬代(無利息, 年賦返済), 肥料代(無利息, 任意返済)の貸与等にあてるものであった<sup>15)</sup>。そのほか, 貞享2年(1685)に「社倉の法」が定められた。これによれば, 一人当たり麦5合ずつ, 5月末までに供出する。麦は, 水害・火災等のほか, 病人を抱えて困っている者に貸し与えられたほか, 3・4月にも貸し出された<sup>16)</sup>。また, 寛政10年(1798)6月に「社倉積穀大意」が前橋郡奉行所より出された<sup>17)</sup>。

沼田藩では, 安政6年(1859)に, 蚕積金制度が実施された。これは, 各農家が繭を販売した代金の百分の一を10年間にわたって積み立てさせ, この資金をもって毎年2回, 次のような農家に貸し出すものであった。すなわち, ①破産したり死に絶えたりして荒れ果てた農家を再興しようとする者, ②貧しくて嫁取りや婿取りができるない農家, ③病人をかかえて生活が苦しい農家等である。返済は年5朱(5パーセント)という低利で, 資金に余裕がある時には, 一般農民にも貸し出された<sup>18)</sup>。

小幡藩では, 寛政11年(1799)に, 藩の郡奉行が豪農・豪商である大庄屋・領内世話役と計画の上, 恵民講が実施された。これは, 藩が用意する500両に, 領内の有力者から「御領内百姓御救金」として集めた500両を加え, これをもって困窮する農家を立て直したり, 破産した農家の跡地の農家再興のための資金として貸し出すものである。利率は年1割であった<sup>19)</sup>。

#### (福井県)

小浜藩では, 延享元年(1744)に社倉が設置されていた。そして, 貧窮の者を救済するために社倉米を貸し出すことを, 百姓に申し渡した。下中郡谷田部村等4カ所に社倉を設置し, 各倉に貸米として500俵を下げ渡した。利

15) 田畑勉「荒廃する農村を復興しようとした上州諸藩の政策」(『江戸時代ひとつく  
り風土記10』群馬県, 1997年, 農産漁村文化協会, 86頁)。

16) 『群馬県史』資料編14, 近世6, 昭和61年, 群馬県, 736頁以下。

17) 『群馬県史』資料編13, 近世5, 昭和60年, 群馬県, 751頁以下。

18) 田畑勉, 前掲論文, 87頁。

19) 田畑勉, 同論文, 88頁。

米は月1歩で、外に4斗俵1俵に付き2升を増米して返済することになっていた。なお、返済には編成された各組が連帶責任を負った<sup>20)</sup>。

福井藩では、天保2年（1831）および弘化元年（1844）に社倉糀（義倉糀）の制度が存在していた。天保2年9月、藩は凶作に備えて町と「三郡」へそれぞれ糀300俵ずつを渡し、「社倉躰之趣法」を立てるとともに、大庄屋をはじめとする村々の主要な者に米・錢・雑穀等を差し出し、これに加入するよう命じた。そしてこれは、不作の際の困窮者の救済に用いられた。しかし、天保7年に始まる飢饉の際には十分に機能しなかったので、天保12年にあらためて「興立之儀」が出され、有志による囲い置きが命じられた。さらに、弘化元年には「義免御囲糀御趣法」が定められた。これは、高100石につき糀2俵が藩から貸し与えられ、これに加えて各村では同量を囲い置くというものである。南条郡鯖波村では、これを社倉糀あるいは義倉糀と呼んだ<sup>21)</sup>。また、同藩では第11代藩主松平重昌の時代に、1万石に1千俵の目安で1万5百石を囲い、その後例年これにならった。この藩では、とくに社倉制度のような名称はなかったが、郷倉における貯穀は励行された<sup>22)</sup>。

#### （長野県）

上伊郡南向村（天領）では、天明7年（1787）以降郷蔵が存在しており、夫食として、糀、麦、粟、稗、蕎麦等を中心に、そして場合によっては大根切り干し、野花、葛、蕨等を貯えることとしていた。貯穀量はそれぞれの村の実情に応じて決定されることとしていたが、その標準として、高持者の場合は持高に応じて、無高者の場合は1石高者のおよそ半分を軒別に出すこととしていた。高割の場合、1石につき初年は糀2合、雑穀3合の合計5合、2年目は合計6合、3年目は合計7合、4年目は合計8合、そして5年目は合計9合ずつ拠出するとしていた。また、事情によっては菰、筵、縄、草鞋

20) 福井県,『福井県史』通史編4 近世二, 平成8年, 福井県, 502頁。

21) 福井県, 前掲書, 503頁。

22) 小林平左衛門,『郷倉制度の変遷』,昭和9年。これは、宝暦4年（1754）頃と考えられる。

等を出し合い、これを売って夫食にして貯えることもできた<sup>23)</sup>。

(愛知県)

尾張藩では、以前から年々租米の一分を貯蓄する制度が存在していたが、これでは不十分ということから、寛政3年（1791）から次のような方法が講じられた。すなわち、領内の婦女14歳以上60歳以下の者に対して、高持数に応じて毎年木綿1尺ないし6尺の代銀を徴収してこれを国奉行所に貯え、飢饉や旱魃の場合は当然ながら、疾病、火災等の災難等にあった者を救済し、その残余で平年に米穀を買い入れて村々の郷倉に貯えて、従来の囲穀と共に不時の場合に備えた<sup>24)</sup>。このほか、寛文4・5年（1664・5），免相の四つ五分二厘六毛のうち、藩の財用にあてた残りの二厘六毛余の米のうち563石は米のまま貯蔵し、他は金にかえて5,944両を得た。これを夫食金と称して貯蔵し、これらを凶行の際の夫食米金貸与の資金とした<sup>25)</sup>。

(岐阜県)

飛騨幕府領では、天明8年（1788）、「村々貯夫食の法」を立てた。それによれば、村に毎年一定量の粉・稗をはじめ麦・大豆・栗・蕎麦・柄の実・楮の実等を郷蔵または村役人の持蔵に貯蔵し続けることとなっていた。すなわち、五穀のほかにも土地に応じたものを作り、食糧となるものは貯蔵することが奨励された<sup>26)</sup>。

美濃幕府領では、笠松御開粉という制度が存在していた。すなわち寛文3年（1663）以降、毎年粉500石ずつを詰め、粉1石につき5斗の代米と5斗8升の割増米とが与えられてきた。この制度は、寛政2年（1790）にいったん中止された。しかし、天保7年（1836）の飢饉の際にそれまでの囲蔵の貯穀を放出しても不足したので、新たに笠松新囲蔵を設置した。これは従来とは異なり、民間の出資による別会計によるものであった<sup>27)</sup>。

23) 小林平左衛門、前掲書。

24) 小林平左衛門、同書。

25) 岐阜県、『岐阜県史（通史編）近世上』昭和43年、岐阜県、1082頁。

26) 岐阜県、前掲書、1052頁。

27) 同書、1058頁。

大垣藩では、天保7年（1836）に和田吾六という者が困窮する人々を救済すべく活動を行っている。まず、志を同じくする他の人々と共に、善意ある多くの人々に救済を呼びかけて焚き出しを行った。これによって、多数の困窮者を救済したという<sup>28)</sup>。

#### （京都府）

亀山藩では、享和2年（1802）以前から、凶作に対処するための備蓄と困窮者の救済を目的として、領内の各町村の石高に応じて貯蓄する団米の制度が存在していた。糲は毎年新糲と交換させ、旧糲は売り払い、凶作の年は団米を中断して、豊作を待って補充することとしていた<sup>29)</sup>。

#### （奈良県）

五條（天領）の村々には不作に備えて「郷倉」をつくり、皆で穀物を蓄えていざというときに用いた。奈良県北葛城郡等では、郷倉のあったことが伝えられている<sup>30)</sup>。

#### （和歌山県）

田辺領では、従来から存在していた米貸付制度とは別に、安永2年（1773）に「民和米」の制度がつくられた。これは、困窮する農民を救済するために石高に応じて農民から米や麦を出させ、所持石高に応じて利息付きで貸し付けるというものであった<sup>31)</sup>。

#### （兵庫県）

姫路藩藩主酒井氏は、宝暦7年（1757）に社倉法を施行した。すなわち、郷村においては田畠各1反歩に付き麦6合を拠出させた。この社倉麦は毎年新麦で詰め替えを行い、明和5年（1768）以降に集める代銀をもって蓄積することとした。これらの社倉麦および代銀は安永3年の飢饉に際して飢民の

28) 片野知二「輪中の村」（『江戸時代ひとつくり風土記21』岐阜県、1992年、農産漁村文化協会、32頁）。

29) 亀岡市史編さん委員会、『新修亀岡市史』本文編第二巻、平成16年、京都府亀岡市、905頁。

30) 奈良県史編集委員会、『奈良県史』第12巻、民族（上）、昭和61年、33頁。

31) 和歌山県史編さん委員会、『和歌山県史 近世』、平成2年、737頁。

救濟に用いられた。さらに文化5年（1808）以降さらに備蓄を奨励した結果、文化12年には領内を通じて60カ所に郷倉が建設された。そして、この郷倉は「固寧倉」と呼ばれた<sup>32)</sup>。

#### （岡山県）

勝山藩では、天明の大飢饉（1782－87年）を機に、寛政元年（1789），領内三組（奥・中・里）に毎年100石の圃枠が命じられた。そして困窮した村は庄屋が組の圃枠より借り、年利1割、10年賦で支払うという制度が作られた<sup>33)</sup>。

岡山藩（旧備前藩）では、寛文11年（1671）社倉法が実施された。同藩では、これより以前の明暦3年（1657）に「畝麦法」が実施されている。この社倉法は、次の四つに関連した目的を持っていた<sup>34)</sup>。

- a. 利息銀の領外流出をくい止め、領民を高利貸しから保護すること。すなわち、当時、領民が高利貸しから借りる銀の利息は2～3割、米の利息は3～4割であった。そして、他領の高利貸しからの借銀が多く、大量の利息銀が他領に流出していた。

- b. 藩による備荒貯蓄の必要性が認識されていた。

- c. 領民の不満を鎮めるための減税の代替措置として、社倉が考案された。

- d. 郡中手習所の財源確保が目的であった。

そして、社倉法の適用に当たっては、とくに次の点に注意が払われた。

- a. 原則として米を用いる。

- b. 社倉米は毎年春に貸し出し、収穫期に取り立てる。

- c. 利米は1石につき3升とし、元米は毎年2割ずつ取り立てる。ただし豊年には、それ以上を取り立てる。凶年には取立ての割合を減らすほか、最悪の場合には取立てを延期する。

- d. その年の収穫について見込みが立つ年には夏に時価で売却し、秋に新

32) 小林平左衛門、前掲書。

33) 岡山県史編纂委員会、『岡山県史』第九巻、近世IV、平成元年、岡山県、387頁。

34) 柴田一、「岡山藩社倉法の研究」（『兵庫教育大学研究紀要』第3号所収）。

米を購入して腐蝕防止に努める。

- e. 米の貸付と救助を同時に行う場合には、貸付によって救助米が減らないよう注意する。

そして社倉米は、救荒以外にも教育や土木等にもひろく流用された。そして、社倉米は延宝5年（1677）以降藩の所管から民営に移管された。

津山藩においては、天保7年（1836）に凶作に見舞われた。この経験から凶作への備えとして、弘化3年（1846）、市中に義倉、村落に社倉を設置した。社倉は、各大庄屋の屋敷等にそれぞれ1カ所ずつ、計13カ所設置された。拠出は基本的に豪農からの拠出によった。そして蓄えられた穀類を身元の確実な者に貸し付けて、増殖を図った<sup>35)</sup>。

倉敷（天領）の義倉は、岡雲州という僧侶と播磨屋安右衛門によって発起され、明和6年（1769）に設置された。2人は、義倉成立後は監護を五ヶ寺に依頼して、自分たちは身を引いた。その時につくられた「新建議倉永代可救窮民条約」によれば、倉敷の義倉はおよそ次のようなものであった<sup>36)</sup>。

麦の拠出を行う者を義衆とする。義衆は、10年間毎年麦の拠出を行う。義衆は、財力ではなく自らの意志によって拠出するのであるが、その場合彼らは自らの意志によって八つの等級に振り分けられる。そして義衆は、その等級に応じて、毎年上等の4石から下末等の3斗に区分された麦を拠出する。毎年1回、6月に会合を開き、勘定を相互に確認する。義衆に、年1割の利率で麦を貸し付け、元麦の増殖を図る。10年間の拠出高500石と利息の合計が800石に達した後、7カ年かけて元麦を拠出者に返済する。そして18年目からは、困窮する者を救済する。

この義倉について、本庄栄次郎氏は「義衆は都合74人で、必ずしも富裕者のみの義捐ではなく、義衆が任意に出し合って、且つ官府とは直接の関係なく、自治的に処理し、救済に尽す（後略）」<sup>37)</sup>と述べている。

35) 守屋茂、『岡山県社会事業史（上）』昭和20年、大雅堂、433頁。

36) 守屋茂、前掲書、464頁以下を参考にした。

37) 本庄栄次郎『米価調節史の研究』昭和47年、清文堂、401頁。

(広島県)

福山藩においては、天明6年（1786）と翌7年の長雨・洪水等による凶作・飢饉により農民は疲弊していた。このような中で、豪農や豪商から備荒貯蓄のための社倉を設置する動きが出てきていた<sup>38)</sup>。以上のような背景の中で、木綿屋久三郎（大戸直純）等による「府中社倉」が府中市村に設置された。出資者は計61人及び、商人・職人層を中心にしてつくられた互助機関としての性格が強い社倉であった。この社倉では、貸付者から利子を徴収していた。その利子率は一般の貸付が2～3割であったのに対して、半分の1～1.5割であった。また千田村（現福山市）の荒木市郎兵衛等による「宝講」がつくられた。これは、農村における困窮者の救済を目的としていたほか、村落共同体の安定・維持のためでもあった<sup>39)</sup>。宝講には村内の同士29人が加わり、それぞれ2～5斗ずつ、年間5石5斗を5年間積立て、それを年1～1.5割の定利で困窮者に貸し付けて利殖するというものであった。そして利子分を根米とし、それが20石になった段階で、講衆が評決した「病難又は格別之貧窮極難之者」に低利で貸与した。

文化元年（1804）には、河相周兵衛が発起人となって藩による「福府義倉」という互助制度がつくられた。この義倉の発起人および出資者は、いずれも新興の豪農商・町村役人層であった。この制度は、穀物ではなく貨幣を基礎としており、最初は返済能力のある豪農のみに貸し付けた。そして利殖がふえた段階で、田地や塩田（浜）を購入するものであった。そして、このようにして購入した「義倉田」を小作の対象にし、小作人が義倉に納める小作米を凶作や飢饉に備えた。そしてこの運営は、藩の「義倉方役人」が担った<sup>40)</sup>。義倉の貸付を件数で見た場合、1貫目以下の少額貸付が70パーセントを占め

38) 『広島県史』近世2.通史IV., 棚橋久美子, 「社倉と義倉——災害対策としての備蓄倉」(『江戸時代人づくり風土記34』広島, 1991年, 農産漁村文化協会, 51–57頁) および恩田守雄, 『互助社会論』, 2006年, 世界思想社, 248頁以下を参考とした。

39) 千田村「宝講」の「発起趣意書」には、「極難人を救はづ、末々の御百姓も永く相続し、御年貢も速に皆納せしめ、一村繁栄の基ならん」と記されている。

40) 恩田守雄, 前掲書, 249頁。

ていた。また、多人数で共同して借りていることも特徴であった。義倉から借りる場合には、質物が必要であった。田畠が多かったが、幕末には質流れによって義倉田となるものが多かった<sup>41)</sup>。

文久2年（1862）に、この義倉の経験に基づき、藩の主導によって社倉が設置された。これは、災害と飢饉対策のためであるが、受益者負担によっていた。この基金として藩からお下げ銀とお下げ米を充当し、この分で利殖をはかり、これを維持・運営していくために、困窮者に低利で貸し付けられた<sup>42)</sup>。

広島藩<sup>43)</sup>の儒者で、尾崎八幡宮の神官香川正直（将監）は、その師加藤友益（缶樂）が著した『社倉攷意』の研究に基づき、友益の子加藤友徳と相談しつつ、これを実行に移した。すなわち、延享4年（1747）、矢野村の庄屋である小池興次と社倉設置を計画した。小池は、赤麦2石を同村八幡神社に奉納しこれを救済のための元穀とした。その後の寛政2年（1749）、村民19人が赤麦10石を拠出し、これを元穀とした。村民の有志による社倉制度は、香川正直の指導によって1749年には隣村の押込村や苗代村、柄原村等で実施されるようになったのを初め、漸次各村でも行われるようになった。社倉法においては、金・銀・銭貨ではなく穀類を備蓄すべきことを強調しているほか、麦作が不能の地域では、間口や口数により穀物にかえて銭貨を納入させ、漁師・職人・浮遊層の多い地域は課役を穀物にかえることによって社倉設立

41) 『広島県史』近世2、通史IV、963頁。（福府義倉の「諸国無類」と言われた特徴は、文化活動や庶民教育を援助したことである。すなわち、毎年銀20貫を寺社の修繕、社人・僧侶の講釈料、儒者の招聘料、藩士・旧家の救済等に支出した。）なお、義倉は、貸付が中心となったこと、「義倉田」の小作料を直接救恤米として供出することがなかったため、飢饉の際に十分に機能しなかったことが指摘されている（恩田守雄、前掲書、250頁）。

42) 恩田守雄、前掲書、249頁。

43) 広島藩の社倉については、主に次の文献を参考とした。

- ・重田定一、「広島藩の社倉法」（『史学雑誌』第22編第11号所収）。
- ・重田定一、『史説史話』大正5年、弘道館。
- ・『広島県史』近世2、通史IV、昭和59年、広島県。
- ・棚橋久美子、「社倉と義倉——災害対策としての備蓄倉」（前掲『江戸時代人づくり風土記34』、51—57頁）。

は可能とする等、実情に合わせたものとなっている。

そして、宝暦6年（1756）に発生した飢饉に際しては社倉を開き、400人余を救済したという。そこでは、藩の救済を受けることなく穀物を1人1合（約150グラム）の割合で5日分、合計200人分を給付した。このため餓死者を出すことがなかったという。このことは藩を驚かせ、社倉の有効性を認識させることとなった。そして藩は、明和7年（1770）「社倉法意頭書」を發布して、設立を具体的に指示し実施するにいたった。そこでは、藩からの麦と農民の出資する麦を元麦とし、4石未満の農民を救済の対象として貯穀高を算定したほか、各町村の庄屋の下には社倉十人組頭を、そして各郡の割庄屋（庄屋と代官の中間職）の下には社倉支配役が置かれた。そしてこの社倉穀には、「救穀（すくいこく）」「永貸穀（えいがしこく）」「永利穀（えいりこく）」の三種類があった。「救穀」は村の困窮者に支給される麦で、所持高4石未満の農民とされた。15歳から60歳までの労力が提供できる男性は1日麦2合、女性は1合2勺（約180グラム）、その他は麦1合の割合で、11月から翌年の4月までの半年間の支給を目標とした。その元麦は尾崎八幡宮からの神穀、藩からの御貸麦、農民の拠出によるものであった。しかしこれだけでは不十分なので、貸付によって麦を増やした。これが「永貸穀」で、「救穀」の半分を目標とした。「永利穀」は、「永貸穀」が貯蓄目標を超えたときに蓄える余剰麦で、これも利子付きで貸し付け、「救穀」の半分を目標とした<sup>44)</sup>。

その後も藩は、社倉の本意をやさしく説いた「社倉示教書」を配布して積極的に社倉の設置をすすめ、安永9年（1780）には、諸村の社倉はほととぎのった。そして翌天明元年（1781）には、819村において、元麦高は約3,057石に及んでいる。このように社倉が充実していった一方で、社倉に対する問題点も生じてきた。寛政9年（1797）に儒学者頼春水は、次のような問題点を指摘している。主なものとしては、①どの村でも元麦は1～2斗と少ない。

44) 恩田守雄、前掲書、248頁。

そして年々高割や軒割で出させ、そのうえ利倍のために貸し付けて利息を取るので、農民は負担に思っている。②返納のあてがない者に対しては貸し付けていない。たまたま貧者が貸付を受けた場合には強制的に取り立てられている。このため他から高利で借りてきて返納しているので、大きな負担となっている。③実際に必要な時にも社倉麦を使わず、蓄えることだけを考えているところがある。また、各自が凶年の対策を講じないところがある。④社倉頭取が売買して利益をあげているところが多い。

以上のように、現実には様々な問題が存在していたようである。その結果、天保の飢饉（1833－1839年）に際して、252石余の貯穀があるはずにもかかわらず、わずか1石7斗6升しか放出していないところもでてきた。これは、銀貯が多かったためであるが、詰め戻しが十分に行われていなかったものと考えられている。このほか、模範的な社倉を実施したと言われている押込村においても、天明2年（1782）頃から永利穀が増加し続けているが、このように社倉穀を利貸として用いられる割合が多くなっているのである。

（山口県）

萩藩では、享保17年（1732）の大飢饉に際して、領内各地に様々な人々が自発的に救援を行った。たとえば、余裕のある人々は米・麦・雑穀を供出したり、あるいは救援資金として現金を拠出したりした。このように、民間人による自発的救済が見られた<sup>45)</sup>。また、天保2年（1831）には、社倉が設置された。

（徳島県）

阿波藩では、天保年間（1830－1844）に、備荒貯蓄として各村々に毎年新米の粉種を貯蔵し、凶作に備えた。徳島市万代新田に設けられた陰徳倉は、富商が毎月米を蓄えて凶作に備えたものである<sup>46)</sup>。

45) 藤重豊「享保の大飢饉、その惨状と救援活動」（『江戸時代ひとつくり風土記35』山口県、1996年、農産漁村文化協会、59頁）。

46) 徳島県史編さん委員会、『徳島県史』第4巻、昭和40年、徳島県、124頁。

## (愛媛県)

大洲藩では、寛政7年（1795）に次のような「郡中貯主意書」が出された。すなわち、田高1石に付き米1斗、畠高1石に付き大麦2斗、または稞麥や稗でもかまわない。稞麥の場合は畠高1石に付き1斗3升、稗は3斗、これらが作れない畠の場合には銀納も認める。藩は穀高に対して2歩を拠出し、これらを備蓄するというものである<sup>47)</sup>。

## (高知県)

土佐藩において義倉の名称が付けられた最初の施設は、文政8年（1825）播磨多郡中村に設置された。しかし、義倉としての機能を発揮しないまま、文政14年に廃止された。その後天保14年（1843）に義倉再興の機が熟して、9カ所に設置された。そのうち中村の義倉1カ所は郡方役場内に、そして他の8カ所はそれぞれの大庄屋又は庄屋の許に設置した。そして各倉に対してそれぞれ義倉区を設定し、これを義倉組合と呼んだ。原則として米を蓄えたが、中村のみは銀を主体とした。拠出については、貧富に応じて6等級に分けられており累進的に課徴されたほか、下層の2等級については拠出が免除された<sup>48)</sup>。

この義倉設置について松好貞夫氏は、「上から窮民を救ふ手段がない。爰に於いてか農民自らをして危急に備ふところあらしめんとするのが、政府の意のある所であつたのである。」と述べている<sup>49)</sup>。

## (福岡県)

福岡藩領では、享保19年（1734）に用心除米制度等が自然災害への対処のために設置されたが、火事・台風等で家を失った人々にも貸し付けられた。返済は無利子であるが、債務不履行の場合には町・村・浦中等が返済の義務を負った。この制度だけでは非常事態への対処が不可能であることから、明

47) 小林平左衛門、前掲書。

48) 拙稿、「近世諸藩のリスクマネジメント（2）」（『桃山学院大学経済経営論集』第38巻第1号、1996年7月所収）。

49) 松好貞夫、『土佐藩経済史研究』、昭和5年、日本評論社、292-293頁。

和17年（1770）に救用心米の制度が郡方で開始された。また、安永5年（1776）頃には漁村にも同種の制度がつくられた。これらは、凶作の場合の救済を主な目的としており、実際にそのように利用された。また、このような制度だけでなく、宝暦・明和期（1751－1772）には通常の貸付を目的とした溜銀や産子養育米がつくられた<sup>50)</sup>。

久留米藩では、文化2年（1805）に備荒貯蓄として、貢租の上納額に応じて米、大豆1俵につき米2合ずつを囲穀することとした。しかしこれは、自然廃絶となつたので、天保5年（1834）から囲穀を励行することとした。すなわち、貢租のなかから藩より4千俵、郡村より6千俵の貯穀を行い、これを毎年実行した。これらの囲穀を総郡25カ所の倉庫に詰め置き、平常はその組の大庄屋が管理した。そして、収穫の乏しい百姓にはこれを貸し出した<sup>51)</sup>。

（大分県）

臼杵藩では、安永6年（1777）にそれ以前に存在していた囲糀の規模を拡げ、各組ごとに米、糀、大麦、粟等を郷蔵に蓄える囲穀の制度を新たにつくった<sup>52)</sup>。

府内藩では、寛政4年（1792）、飢饉に備えて10年間、毎年大麦と粟を積み立てることにした。これには、藩主をはじめ、武士、農民、町人のすべてが参加した<sup>53)</sup>。

中津藩では、宝暦10年（1760）凶作に備えるために、農民がそれぞれ持高1石につき米4合を蓄えた。平素はそれを月8朱の利子を取って増殖を図った<sup>54)</sup>。

50) アルネ・カラム、ヨン・ペデルセン、「福岡藩領における飢饉と人口」財団法人西日本文化協会福岡県地域史研究所編、『福岡県史』近世研究編 福岡藩（四）、平成元年、263頁以下。

51) 小林平左衛門、前掲書。

52) 甲斐素純「豊前・豊後における享保大飢饉の被害と救済策」（『江戸時代ひとつくり風土記44』大分県、1998年、農産漁村文化協会、92頁）。

53) 甲斐素純、前掲論文、92頁。

54) 同論文、92頁。

## (長崎県)

対馬藩では、宝永2年（1705）に社倉が設置された。そして郷村の糀を郷蔵に収めて、これを損毛の年の病人の養生米に使用した<sup>55)</sup>。

## (熊本県)

熊本藩では、宝暦8年（1758）頃から藩内97カ所に社倉を設置した。このため天明3年（1783）の大飢饉の際にも餓死者がいなかったという。しかし、この備荒組織は貧農にとって平素の苦痛を加えることにもなった<sup>56)</sup>。

肥後藩では、凶年に民を救済する目的で、宝暦元年（1750）圍糀を始め、同8年（1758）には蔵を建てた。この糀蔵は藩の費用で建設され、領内の蔵の数は97軒に及んでいる。この蔵は常平倉的な役割も有していた<sup>57)</sup>。

椎葉山では、天明8年（1788）から慶応3年（1867）まで備荒貯穀を行い、それを凶作の年に倉出ししている。また、天明8年からは一人につき5合ずつ積み立てた。さらに寛政2年（1790）からは、1軒につき3升を積み立てている<sup>58)</sup>。

## (宮崎県)

高鍋藩では、安永2年（1773）には、福島の圍糀が4年分溜まり、1年分を郷中預かりとしている。安永8年（1779）には、本格的な備荒対策として義倉的な性格の社倉を設置している。すなわち、坂田宇平次が郡代の時「義倉」の名で糀の貯蔵を行っていた。福島（現串間市）の北方に「義倉田」が存在していた<sup>59)</sup>。また、福島山西代官の千手八太郎は、天明8年（1788）に福島社倉設立を進言して、概略以下のような社倉条目を制定した。本稿と関連すると思われるものについて、紹介しておく<sup>60)</sup>。

55) 牧野洋一、「近世におけるわが国の備荒貯穀倉の分布」（『熊本商大30周年記念論文集』39所収）258頁。

56) 吉田久一、『新版日本社会事業の歴史』、1981年、勁草書房、71頁。

57) 牧野洋一、前掲論文、261頁。

58) 同論文、260頁以下。

59) 牧野洋一、「朝鮮と日本における社倉について」（『海外事情研究』1の1所収）74頁。

60) 牧野洋一、同論文、74-75頁。

- 一. 社倉米を貸出す時は従来の拝借願のように庄屋の手を経て代官所へ願書を提出し郡代の許可を得ること。(後略)
  - 一. 返納は1斗に5合の利息をつけ、秋に滞りなく返す。不作の場合は利息を半減するが、大凶年で元米の返納も不能のときは元米の半分または元米全部の年賦返納を許す。年賦返納と決めて翌年秋に収穫よければ皆済すること。
  - 一. 凶年の年でもなるべく社倉米の中から借用しないよう心掛けること。
  - 一. 返納取立の時はご年貢同様、延引なく下代(収税下役)へ相納め取分を間違いなく帳面と引き合わせ決済すること。社倉は郷民を救うために設置されたものであるから凶年と言えどもなるべく返納すること。
  - 一. 作柄がよく6月になっても借りてのない時は、不自由しない者にも軒別に貸付けて倉米の新陳代謝を計る。その時は利息なしに貸付ける。
- そして、福島で始まった社倉制度は、高鍋藩全域に及んだという。
- このほか米良地方に、安政3年(1856)社倉(仲間倉とも呼ばれた)が設置された<sup>61)</sup>。

#### (鹿児島県)

薩摩藩では、嘉永4年(1851)、米作が良好であったために、米を別に囲い置くこととした。すなわち、石高が1石以上の者について真米を一定の割合で囲い込ませ、それを買い上げることとした。そしてその米を、米穀の相場が高値の時に安い値で払い下げることとしたのである。この常平倉は、設置後3年目から効果を上げ始め、土民に安堵をもたらしたとされている<sup>62)</sup>。

また、島嶼(大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、七島)等では備荒囲米の法が実施され、一定額の米が囲い込まれた。このほか、幕府がしばしば発した「囲米令」による囲糸も行われた<sup>63)</sup>。

61) 牧野洋一、前掲「近世におけるわが国の備荒貯穀倉の分布」、248頁。

62) 牧野洋一、同論文、258頁。

63) 鹿児島県、『鹿児島県史』第2巻、昭和15年、444頁。

(沖縄県)

鹿児島藩には、部下米、余勢米、間切貯米等と呼ばれる制度が存在していた<sup>64)</sup>。

(続)

(たけだ・ひさよし／経営学部教授／2008年4月22日受理)

---

64) 恩田守雄、前掲書、288頁以下。